

新	旧
<p>第1章 目的と適用範囲 (目的) (治験審査委員会事務局) 第1条 ~ 第6条  (略)  (治験事務局) 第7条 治験事務局は、治験等の実施に関する事務及び支援を行う。 2 治験事務局は、次の者で構成する。 (1) 事務局長 臨床研究センターセンター長 (2) 事務局次長 臨床研究センター副センター長 (3) 事務局員 臨床研究センター職員<u>その他事務局長が必要と認めた者</u>  (治験薬管理者等) 第11章 指針等の遵守 第8条 ~ (指針等の遵守) 第38条 (略)  (付則) 1～31 (略) 32 令和7(2025)年 8月 1日改正。</p>	<p>第1章 目的と適用範囲 (用語の定義) (治験審査委員会事務局) 第1条 ~ 第6条  (略)  (治験事務局) 第7条 治験事務局は、治験等の実施に関する事務及び支援を行う。 2 治験事務局は、次の者で構成する。 (1) 事務局長 臨床研究センターセンター長 (2) 事務局次長 臨床研究センター副センター長 (3) 事務局員 臨床研究センター職員  (治験薬管理者等) 第11章 指針等の遵守 第8条 ~ (指針等の遵守) 第38条 (略)  (付則) 1～31 (略)</p>